2　内閣総理大臣は、前項第一号ハの事務を行うに当たっては、年金特別会計の所管大臣が協議して定めるところにより行うものとする。

3　第一項各号に掲げる事務以外の年金特別会計の管理に関する事務のうち、同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣が協議して定めるところにより厚生労働大臣が行い、その他のものは厚生労働大臣が行うものとする。

第六十条の見出し中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同条第一項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に改める。

附則第十四条の二第一項中「場合における」の下に「第五十六条の二第一項第二号並びに」を加え、「同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と」を「同号中」に、「拠出金及び」を「拠出金（」に改め、「改正前の児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び」を「を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「子ども・子育て支援交付金」とあるのは「」に改め、「並びに」の下に「子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」を加え、同条第二項中「場合における」の下に「第五十六条の二第一項第二号並びに」を加え、「同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「を「同号中」に、「拠出金並びに」を「拠出金（」に改め、「改正前の児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び」を「を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「子ども・子育て支援交付金」とあるのは「」に改め、「子ども手当交付金並びに」の下に「子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」を加え、同条を附則第十四条の三とする。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（年金特別会計における児童手当に関する経理）

第十四条の二　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拠出金」とあるのは「拠出金（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、同項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」とする。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

2　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中